

【第2報】 E23東名阪自動車道 発炎筒に起因するのり面火災の疑い

【発生日時】 2026年3月23日（月） 13：05頃

【発生場所】 E23 東名阪自動車道 下り線 KP56.0 路肩

【件 名】 2025年度 東名阪自動車道 ●●管内維持修繕業務

【受注者名】 中日本ハイウェイ・メンテナンス名古屋（株）

●●） ●●
●●） ●●

【概 要】

走行車線規制撤去作業に伴い、仮テーパー設置のために発炎筒を設置し、その後、テーパー撤去が完了し仮テーパーの発炎筒が燃え尽きたのを確認後、現場から離脱したが、発炎筒を使用した付近ののり面雑草が約10m×0.5mの範囲で延焼したため、発炎筒の飛び火が原因ではないかと疑いがかけられたもの。

【被害状況】 人的被害：相手方 被害なし
当方 被害なし
物的被害：路肩部 草木の延焼（約10m×0.5m）

【時 系 列】

3月23日 12：50 二車線確保完了（テーパー撤去完了）
13：10 お客様より#9910にて一宮管制へ発煙の通報
13：11 ●●HSC当番班長より、メンテ当番者へ一報連絡、現地確認指示
13：12 メンテ当番者より規制責任者へ現地確認指示
13：15 消防現地到着（踏圧により消火）
13：20 規制班（規制責任者）現着、消防署員と話をし、消火した旨を確認
13：25 規制班からメンテ当番者へ消火完了していた旨と現地状況を報告した後現場離脱
16：00 今後の作業に供え緊急説明会の実施（発炎筒取扱い方法周知等）

【報 道 等】 なし

【被災状況】 なし

【原 因】

- ・発炎筒鎮火確認作業を実施しており、発生原因は特定できず。
（ただし、鎮火確認が不十分であった可能性は否定できない）

【説明会の概要】

- ・R8.1.16事務連絡「発炎筒に起因する火災発生の防止について」を確認し、下記に従事者への周知徹底した。
- ・周知内容（作業手順書に赤字部分を追記）
 - ① 路肩に設置した発炎筒については、発炎筒が燃え尽きたことを確認後、必ず回収する。
 - ② 車線に設置した発炎筒については、必ず2名以上で鎮火確認を行う。

【位置図】 東名阪 下り線 KP56.0付近



【現地状況写真】 東名阪 下り線 KP56.0付近



【参考資料】

車線規制時の現状作業手順書（テーパー撤去時抜粋）

【テーパー部の撤去】	
◆テーパー撤去時にテーパー先端に移動し、解除に合わせ上流へ前進しながら、誘導灯・旗等により一般車に注意喚起し、仮テーパーを設置する。	◆発炎筒は転がり防止がついているかを確認する。
◆仮テーパー設置時は、監視員と発炎筒設置作業者の2名で行う。	◆監視員は、発炎筒設置作業者の下流5m程度に位置し、危険なときは警告としらすんだーで危険を知らせる。
◆コードリールは、コードを巻き取る作業者とリール(本体)を支える作業者の2名以上で行う。	◆コードの巻き取りを行う際は、ゆっくりと行う。
◆標識車を後退させながら矢印板・安全太郎などの機材を撤去する。	◆後退時は、警告を使用し合図を行う。
◆標識車後退時は、走行規制は路肩側を、追越規制は中分側に寄る。	◆供用車線から可能な限り離れること。
◆走行規制については、監視員は、発炎筒が燃え切ったか、目視で確認を行う。	◆基本的には消火せず燃え切らせること。
◆追越規制については、発炎筒は着火したまま、規制車両は前進にて離脱を行う。	◆規制車離脱後、後尾警戒車が速やかに前進し発炎筒の燃え切りを路肩側から監視すること。
◆離脱前には、飛散防止ネット・ロープを設置する。	

※赤字部分 拡大表記

- ◆テーパー撤去時にテーパー先端に移動し、解除に合わせ上流へ前進しながら、誘導灯・旗等により一般車に注意喚起し、仮テーパーを設置する。
- ◆発炎筒は転がり防止がついているかを確認する。
- ◆走行規制については、監視員は、発炎筒が燃え切ったか、目視で確認を行う。
- ◆基本的には消火せず、燃え切らせること。

※追記事項（赤字の文言）

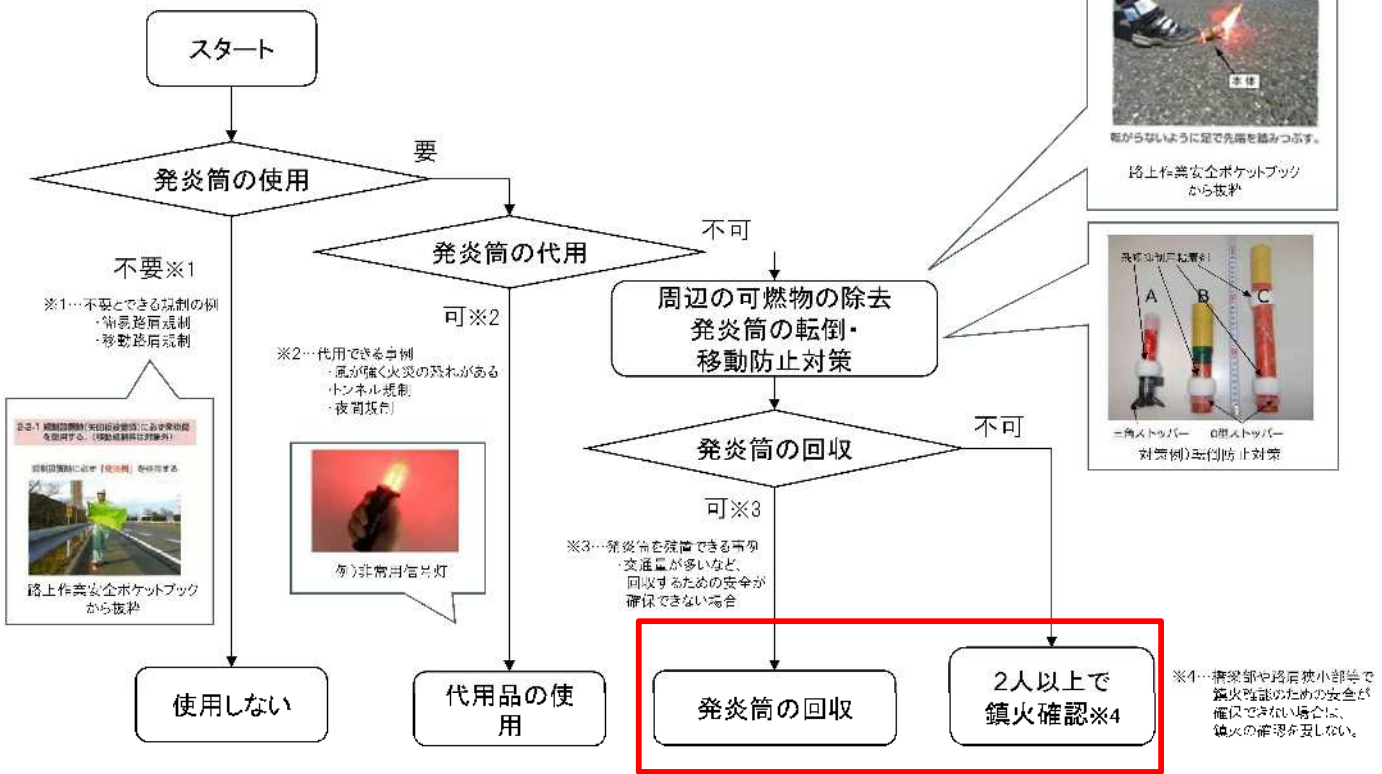
- ◆路肩に設置した発炎筒については、発炎筒が燃え尽きたことを確認後、必ず回収する。
- ◆車線に設置した発炎筒については、必ず2名以上で鎮火確認を行う。

【R8.1.16事務連絡】

■対応フロー

※□内が「従事者通知」事項

発炎筒使用時の対応フローを以下のとおり整理したので参考にされたい。



【緊急説明会（発煙筒取扱い周知等）状況】



計26名